

矢掛町友好都市交流促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町と沖縄県金武町とのフレンドタウンシップ協定に基づく交流を促進し、友好都市相互の発展に資するため、予算の範囲内で矢掛町友好都市交流促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、矢掛町補助金等交付規則（平成28年矢掛町規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、旅行開始日において満3歳以上であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）又は対象者で構成される団体その他のグループ（以下「グループ等」という。）の代表者とする。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に所在する事業所等に勤務する者（当該勤務者の家族を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

(1) 沖縄県金武町への旅行を目的としない者

(2) 公務、業務（出張、研修等。ただし、福利厚生を目的とするものを除く。）で旅行をする者

(3) 国、本町及び他の地方公共団体その他の機関から本事業と同趣旨の補助若しくは費用弁償を受ける旅行をする者

(4) 町税等（町税その他の本町へ納付すべきものをいう。）の滞納がある世帯に属している者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(助成対象事業等)

第3条 助成対象事業は金武町交流事業とし、助成金の交付の対象となる区分及び助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 助成金の交付回数は、同一人同一年度につき1回とする。

(認定の申請及び認定)

第4条 助成金の申請を行おうとする者は、旅行開始の7日前までに、矢掛町友好都市交流促進助成事業認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 旅行計画書（別記様式第2号）

(2) 旅行予定者の名簿（別記様式第3号）

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、適当であると認めるときは、矢掛町友好都市交流促進助成事業認定書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(事業の中止)

第5条 前条の規定による認定を受けた者（以下「助成金認定者」という。）は、事業を中止する場合は、矢掛町友好都市交流促進助成事業中止届（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金認定者は、旅行終了日から起算して14日以内に、矢掛町友好都市交流促進助成金交付申請書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて助成金の交付の申請を行わなければならない。

(1) 別表に規定する金武町への旅行を証明する書類

(2) 旅行者の名簿（別記様式第7号）

(3) 航空券又は航空運賃領収書の写し（旅行者の名前が記載されたもの）

(4) その他町長が必要と認める書類

(助成金交付決定等通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、適当であると認めるときは、矢掛町友好都市交流促進助成金交付決定及び確定通知書（別記様式第8号）を交付するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成金認定者は、前条の通知を受領した日から起算して14日以内に矢掛町友好都市交流促進助成金請求書(別記様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

助成対象の区分	対象者	助成金額	旅行を証明 する書類
金武町に宿泊する者	旅行開始日に満年齢 12歳以上の者	1人当り 20,000円	金武町内の宿泊施設が発行した宿泊 証明書(別記様式第 10号)
	旅行開始日に満年齢 3歳以上12歳未満の者	1人当り 15,000円	
金武町を訪問する者	旅行開始日に満年齢 12歳以上の者	1人当り 15,000円	金武町内の事業所 が発行した宛名入 り領収書(別記様式 第11号)
	旅行開始日に満年齢 3歳以上12歳未満の者	1人当り 10,000円	